

北海道特定調達苦情検討委員会

第21回会議 議事録(抄録)

平成30年7月26日

出席者

北海道特定調達苦情検討委員会

祖母井 里重子 委員

小川 裕也 委員

齋藤 久光 委員

武部 悟 委員

中川 晶比兒 委員

(事務局)

北海道会計管理者兼出納局長 小玉 俊宏

北海道出納局財務指導課長 稲場 雅邦

北海道出納局財務指導課主幹 阿保 恵一

北海道出納局財務指導課主査 福地 康時

北海道出納局財務指導課主任 西 一宙

北海道出納局財務指導課主事 村上 雄飛

【事務局】

それでは、始めさせていただきます。

私、出納局財務指導課の稲場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお暑い中お越しいただきありがとうございます。

北海道では、地球温暖化の防止や省エネルギーに向けた取組として「ナチュラルクールビズ」を実施しております。

室温も高めとなっておりますので、どうぞ上着をお脱ぎになるなど、楽にさせていただきたいと思っております。

委員会の開催に先立ちまして、小玉会計管理者から、ご挨拶を申し上げます。

(出納局長兼会計管理者 挨拶)

【事務局】

小玉会計管理者につきましては、他の公務のため誠に申し訳ございませんが、これで退席させていただきます。

【事務局】

会議を始めさせていただきます前に、資料の委員名簿に記載のとおり50音順に各委員のご紹介をさせていただきます。

まず、弁護士の祖母井里重子委員です。

【祖母井委員】

祖母井でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

公認会計士の小川裕也委員です。

【小川委員】

小川でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

先ほど会計管理者兼出納局長の小玉から紹介のありました北海道大学大学院経済学研究院准教授の齋藤久光委員です。

【齋藤委員】

齋藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

弁護士の武部悟委員です。

【武部委員】

武部でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

こちらも、先ほどご紹介のありました北海道大学大学院法学研究科教授の中川晶比兒委員です。

【中川委員】

よろしくお願いいたします。

議題（１）委員長及び職務代理者の選任について

【事務局】

本日の出席委員は5名であり、委員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから第21回北海道特定調達契約苦情検討委員会会議を開催いたします。

ここからは座って進行させていただきます。

まずはじめに、議題（１）の「委員長及び職務代理者の選任について」をお願いしたいと思います。北海道特定調達契約苦情検討委員会条例第４条第２項の規定に基づきまして、委員の互選により委員長を選出していただくこととなりますが、どなたかご発言はございませんでしょうか。

（発言なし）

【事務局】

特にご発言がなければ、事務局の方から本委員会の委員長として小川委員をご推薦したくご提案いたしますがいかがでしょうか。

（賛同する旨の発言あり）

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、小川委員に委員長ご就任をお願いしたいと存じます。

小川委員には、就任のご挨拶をいただけますでしょうか。

【委員長】

はい。

【事務局】

よろしく申し上げます。

【委員長】

それでは、改めまして、こんにちは。

ただいま、委員長の指名を受けました公認会計士の小川でございます。

私自身、過去３期６年、今年で４期目になります。

先ほど小玉会計管理者からお話がありまして、この間ずっと苦情の申立ては１件もございませんでした。１件もないということは、この委員会の特異性というか活発にやってはいないというわけではなくて、これは、政府調達契約が適正に行われているということでございますので、なにもないことがいい委員会ということの皆様にもまずお伝えして、これから私任期２年この職責を努めさせていただきますけれども、引き続き何もなく過ごせれば、適正な行政が行われているということで、喜ばしいことだなと思っております。２年間一生懸命やります。よろしく申し上げます。

【事務局】

よろしくお願いいたします。

それでは次に、委員長の職務代理者の指名でございます。

北海道特定調達契約苦情検討委員会条例第４条第４項の規定に基づきまして、小川委員長からのご指名をお願いいたします。

【委員長】

はい。それでは、委員長からの指名ということでございますので、職務代理者、私に万が一のことがあった時の代行者を武部先生をお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、これからの会議の進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議題（２）苦情の処理手続について

【委員長】

それでは議題に則りまして、今（１）のところが終わりましたので、（２）「苦情の処理手続について」という議題に入っていきたいと思えます。

これにつきまして事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。
よろしくお願ひいたします。

【事務局】

議題（２）についてご説明させていただきます。

まず、北海道特定調達契約苦情検討委員会の苦情処理手続の流れについて、お手元の資料１－１から１－３までと、参考として添付しております、「特定調達契約について」という資料によりご説明いたします。

資料１－１をご覧ください。

はじめに、本委員会の設置の根拠についてであります。本委員会は、国際貿易のルールであります「WTO協定」の付属書４「政府調達に関する協定」の第２０条に規定されます苦情申立ての手続きの一つである「検討機関」として設置されているものであり、北海道においては、資料１－１「北海道特定調達契約苦情検討委員会条例」に基づき設置されているところであります。

本委員会は、協定の対象となる調達において、その関係人が申し立てた苦情に対し、申立ての内容を検討・審議し、是正すべき事案があれば是正を求めるとというのが委員会の本旨であります。

次に、資料１－２をご覧ください。

政府調達に関する協定の発効に際し、国や各地方公共団体ではその処理手続について規定を設けることとされており、北海道においては、資料１－２平成８年北海道告示「特定調達契約に関する苦情の処理手続」により、処理手続きを定めているところであります。

続きまして、参考の資料をご覧ください。

適用となる契約につきましては協定において定められておりますが、地方公共団体におきましては「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」において、調達の区分と適用基準額については総務大臣が定めると規定されており、２年ごとに見直しが行われております。

現在は、参考資料に記載しておりますとおり、平成３０年及び平成３１年度は物品等の契約が３，０００万円以上、建設工事が２２億９０００万円以上、建築・エンジニアリングサービスが２億２０００万円以上、それ以外について、３，０００万円以上と定められております。

この対象契約に係る調達手続等に関して苦情が申し立てられた場合に、本委員会が開催され、内容を検討・審議していただくということになります。

その具体的な処理手続につきましては、資料１－２「特定調達契約に関する苦情の処理手続」に定めがあり、その概要を具体的流れに整理したものが、資料１－３の「苦情の処理手続フロー」であります。

以下、資料１－３に基づきまして、ご説明いたします。

「政府調達に関する協定」の対象となるものに係る契約手続につきましては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に定めがあり、これに基づいて入札参加の資格に関する審査や入札に関する告示、そして入札などの事務が執り行われるところであります。

これらのすべての契約手続について、供給者が手続に協定違反があると判断した場合がフロー図の①の部分になります。

この場合、供給者は、まずは、その入札などを所管する部署である関係調達機関に対して説明や是正を求めるなどし、関係調達機関はそれに対応するなどの協議を行うこととなります。

協定では、この段階での解決が奨励されているものであります。フロー図の②の部分です。

しかしながら、供給者と関係調達機関との協議では解決に至らなかった場合には、供給者は本委員会に苦情を申し立てることとなるものです。フロー図の③の部分です。

苦情申立てがあった場合、その申立てを関係調達機関に送付する。フロー図の④の部分です。

そして、本委員会では、申立ての要件を満たしているかなどを検討し、１０日以内に当該申立ての受理、又は却下について決定します。

また、その結果を直ちに申立人と関係調達機関に通知することとなります。フロー図の⑤と⑥の部分です。

申立てを受理したときは、その旨を公示し、委員会の審議に参加することを希望する者を募ることとなります。フロー図の⑦の部分になります。

同時に、関係調達機関に対して、申し立てられた事案に係る関係書類と苦情事項に対する回答、説明などを記載した報告書の提出を求めます。

この報告書は、本委員会が関係調達機関に対して申し立ての送付をしたときから14日以内に提出すべきものですが、その間に、本委員会は、原則として、申し立てられた契約の締結あるいは執行の停止を求めたり、参加者を確定するなどの手続きを行うこととなります。フロー図の⑧から⑬までの部分の流れです。

以上の手続きを経て、申し立てられた苦情の検討・審議、苦情申立人や関係調達機関、参加者等の意見を聞く場合も含まれますが、この検討・審議を行っていただき、最終的に検討結果と是正措置などの提案事項のとりまとめを行い、検討結果報告書と提案書を作成し、苦情申立人、関係調達機関、参加者にそれぞれ送付して一連の手続きは終了となります。

以上の処理手続は、苦情の申し立てがあった日から90日以内に行われることとされているものであります。ただし、公共事業の場合は50日以内と定められております。

なお、検討の結果、是正に関する提案書が出された場合、関係調達機関は原則としてこの提案に従うものとされています。

以上が議題の(2)「苦情処理の手続について」ご説明をいたしました。

【委員長】

はい、ご説明をありがとうございます。今のご説明について、質問とかこの流れどうなのとかいう話、特に、今年から委員になられた先生方何か色々疑問に思われることとかあったら、もう忌憚なく質問してもらって結構なんですけども。

スケジュール的には見て頂いたとおり、忙しいんです。実際、苦情申し立てがあるとかなり忙しいスケジュールで、何度も集まっていたくような形になると思います。

質問とかいいですかね、いいですよなんでも。大丈夫ですか。分かりました。

【委員長】

質問が特になければ、議題(2)については、これで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、議題の(3)「他の地方公共団体の苦情申立案件について」ということですが、北海道はないんですけども、全国的に見ると、実際の苦情申立事例がございました。参考までにですね、これらの事例の報告ということで、これも事務局からご説明よろしく願います。

議題(3) 他の地方公共団体の苦情申立案件

【事務局】

議題(3)「他の地方公共団体の苦情申立案件」についてご説明させていただきます。

資料は、2-1、2-2、参考としまして、政府調達に関する協定を改正する議定書抜粋、この3点ございますけども、今回はですね、資料2-2は他県の苦情検討委員会の苦情の報告書になるので、これを概略としてまとめた資料2-1を使って説明させていただきたいと思います。

それでは、資料2-1をご覧ください。平成29年度は鹿児島県で1件、「消防・防災ヘリコプター一式」の調達契約について、苦情の申し立てがあったところでございます。

資料の関係調達機関は、鹿児島県危機管理局消防保安課となっております。

次に調達内容は今申し上げたとおり、「消防・防災ヘリコプター一式」の調達となっております。

その苦情申立人がベルヘリコプター株式会社となっております。

それでは、具体的内容につきまして、入札手続の経過欄の説明させていただきます。

まず、関係調達機関である鹿児島県は、平成29年5月30日入札の公告を行い、本件仕様書を苦情申立人に交付したところでございます。

そして6月9日苦情申立人から仕様書の救助能力の救助活動燃料の搭載について質問を受け、6月13日にその回答を行っております。

続きまして、6月14日苦情申立人から機能等証明書一式の提出を受けました。

6月26日苦情申立人に仕様書の救助能力の救助活動燃料の重量について説明を求め、6月28日に苦情申立人から回答を受けました。同日、苦情申立人にマリポートかごしま出発時の機体重量について、離陸が不可能であるため説明を求めたところでございます。

6月29日苦情申立人から回答を受けるとともに、仕様書にマリポートかごしま出発時の機体重量の記載が求められていないことの質問を受けたところでございます。同日、マリポートかごしま出発時の機体重量を前提条件を示している旨回答を行った上6月30日、7月3日に改めて回答を行ったところでございます。

7月7日仕様書の救急搬送能力及び救助能力の仕様を満たさないとする機能等証明書の審査結

果と入札参加について資格なしとの通知書、以下「資格審査結果通知書」と申し上げます。これを郵送により苦情申立人に送付しました。

それを受けて、苦情申立人は7月10日苦情申立人は資格審査結果通知書を受領したところでございます。

ここまでが、入札手続きの経過でございます。

次に政府調達苦情検討委員会の対応を説明させていただきます。資料中段のところでございます。苦情検討委員会の対応については、苦情検討委員会は、苦情申立人からの申立てが、却下事由に該当しないかを審査し、7月24日に申立てを受理しております。

申立てを受理後、5回の検討委員会での検討を経まして、10月4日に申立てに対する報告書を公表しております。

それでは、具体的な苦情の内容等について説明をさせていただきます。苦情の内容等の欄をご覧ください。

苦情の概要と検討委員会の検討結果の欄を対比しながら説明させていただきます。

苦情の内容につきましては、関係調達機関が行った「消防・防災ヘリコプター 一式」の調達に係る一般競争入札参加資格を認めなかったことについて、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に違反しているとの判断を求めるというものでございまして、争点が4つほどございます。

まず、1つ目として（1）に記載しておりますとおり、苦情申立人は、「出発地点から目的地点に向かう際の出発時の機体重量が、最大全備重量を超えてはならない。」という本件仕様書に記載のない要件により、苦情申立人の入札参加資格を認めなかったことが、改正協定第10条第7項に違反していると主張しているところでございます。

参考として添付しております「政府調達に関する協定を改正する議定書」の抜粋をご覧ください。

今申し上げます改正協定第10条第7項に違反しているということについて、第10条第7項はそもそも、入札説明書に関する規定となっております。その内容は、「調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項について完全な説明を含める。」とするものでございまして、次のものとして、(a)から(h)までが掲載されてございます。

苦情申立人は、この部分に違反しているという苦情を申し立てております。

資料に戻りまして、これに対する苦情検討委員会の検討結果が右側の方に記載されておりました。本件仕様書では、出発時点から目的地点に向かう際の出発時の機体重量が、最大全備重量を超えるかどうかについては、苦情申立人が与えられた条件に基づき、確認できる内容となっていることから、改正協定第10条第7項に違反しているとは認められないと判断しているところでございます。

続きまして資料の2ページ目をご覧ください。2つ目の争点についてでございます。

苦情申立人は本件仕様書における行動経路の設定、これは、事実上他の供給者を締め出し、応札者を1者に限定するものになっていることが改正協定第10条第1項に違反していると主張しています。

また、本件仕様書の行動経路は、何ら合理的な理由もなく突如変更されたと主張しております。

参考の資料をご覧いただきたいんですけども、改正協定第10条第1項の内容についてでございますけれども、その内容は、「調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。」とするものでございます。苦情申立人はこの部分に違反していると主張しています。

これに対する苦情検討委員会の検討結果は、関係調達機関が苦情申立人を含む事業者に送付した平成29年2月22日時点のこれを最終ドラフトと言っているが、これは関係調達機関が本件仕様書を作成する過程での段階の案にすぎず、仕様書としては、平成29年5月30日に公表した本件仕様書こそが唯一ものであるため、仕様書の変更には当たらないと判断しております。

また、関係調達機関は、5月30日に入札の公告をした後、苦情申立人を含む2者から、それぞれ提案する機体が本件仕様書に示した具体的な性能を有することを証明しました機能等証明書が提出されたが、この機能等証明書を受領するまでは、事業者が供給する機材について、装備品

を含む機体重量、速度、燃料消費率等は全く不明であるので、仕様を満たす事業者、満たさない事業者を判断することはできない。

また、本件仕様書を策定するまでの間も把握できず、1者応札についても予想することができなかったことから、改正協定第10条第1項に違反しているとは認められないと判断しているところでございます。

続きまして、3つ目の争点でございますけれども、苦情申立人は本件仕様書における救助能力について、救助作業時間30分の記載が、実務と乖離し、整合がとれず、不必要な燃料を搭載することを義務づけていることが、改正協定第10条第1項に違反していると主張しております。

これに対します苦情検討委員会の検討結果は救助作業時間の設定は、各県の地理的特性や救助活動・搬送体制の現状、その他の事情により異なるものであるから、一概に他の例と比較してその妥当性が判断できるものではないが、他の県の事例から見ても、救助作業時間30分が不合理な条件であるとは言えない。

また、現場到着後直ぐの救助を仕様要件に設定したことについては、あらゆる事態を想定する必要があるとする関係調達機関の主張、これには、十分に合理的な理由が認められることから、救助活動燃料30分を搭載することと、現場到着後直ぐの救助を仕様要件に設定することについての整合性を求める意味は無く、不必要な燃料の搭載を義務付けているとは認められず、改正協定第10条第1項に違反しているとは認められないと判断しております。

続きまして、最後の争点ですけれども、4つ目として、苦情申立人は本件仕様書における救助能力について、救助作業時間30分の適用は合理的ではなく、また、仕様書の文言を合理的に解釈しなかったものであることが、改正協定第10条第1項に違反していると主張しております。

これに対する苦情検討委員会の検討結果につきましては、本件仕様書の救助作業時間30分の設定については、不合理な条件設定とは認められないことから、改正協定第10条第1項に違反しているとは認められないと判断しております。

以上のことから、関係調達機関が行った「消防・防災ヘリコプター 一式」の調達に係る一般競争入札参加資格を認めなかったことについて、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に違反しているとの主張は採用できないという結論に至りました。

以上が鹿児島県の苦情検討委員会の例でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

あの、資料の2-1の2枚目の苦情の概要の(3)「違反」という文字が抜けているので、追加をしておいてください。

この案件、ご報告いただきましたけど、何かご質問はありますか。

簡単に言うとどういうことなんですかね。色々と全備重量など難しい言葉が随時にあるんですけども。結局、重すぎる、軽すぎる、燃料を満タンにして飛んで行くと話ですよ。それで、救助で30分時間かかるという想定をしているんですよ。そのときに満タンにし過ぎると重いってことですか。

【事務局】

満タンにしていると、ホバリングして燃料を減らさないと、見つけても救助出来ない場合があるということです。

【委員長】

だから、実際に救助者を積み込めないよ。

行って、燃料捨てるなり何なりしないと積みえないというのは、防災ヘリコプターとして認められないというのがあることから、入札資格ないよと言っているけれども、そんな話はどこにも書いていないという、分かりやすくいうとそういう話ですよ。

それで、なぜ30分かという話題が出ているんですね。当然探す時間もあるから、ある程度の燃料を積まなければならない、というのが苦情申立人の主張だったと思うんですけども。いいですかね。

【委員】

ざっと見た感じは、議会の中で、いままで、離島まで飛んでいるんだけど、もうちょっと伸ばしたいよ。だけど、そうするためには結構高性能でないと飛べないようなものだったので、外国

企業は高い仕様は満たせなくて、入れなかったというようなイメージで、読みましたけども、一般的な話としてですね、この北海道のベルヘリコプターの 消防防災ヘリコプターとはちょっと用途が違っているとは思っているのですが、何者くらい入っているのでしょうか。

【事務局】

入札参加者が何者かということでしょうか。

【委員】

はい。参加資格を満たしている道内の。

【事務局】

はい。北海道でも去年ですね、ヘリコプターの入札やってますけども、1回目では入札参加者が0者でございまして、再度公告入札では1者が入札に参加して、落札しております。

【委員】

それは、企業数が少ないのか仕様を満たせないのか、ちょっとよく分からないですね。

【事務局】

1回目の入札で、0者だったものですから、2回目のときは仕様の要件を緩和して、1者入ったと聞いております。

【委員】

そうなんですか。

【委員長】

齋藤先生は何かありますか。

【委員】

苦情の概要(1)の資料2-2の方で、苦情申立人の主張のとおり、マリポート鹿児島から佐大熊に向かう際の出発時の機体重量が最大全備重量を超えてはならないことは仕様書には明記されていないと、この件については、調達機関が認めており、双方には争いがないとのことですが、それでも苦情申立人が与えられた条件を元に判断すれば、この最大全備重量はオーバーしているということが判断ができた結論付けたということですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

それは、どういう根拠で。

【事務局】

この報告書の中にもですね、資料2-2の14ページに計算式が書いたものがあるんですね。これに当てはめて計算すれば、分かるはずだということを苦情検討委員会の方で最終的に、それは適切に行われていると判断したということです。

【委員】

分かりました。

【委員長】

書いておかなくても分かるということですよ。当然に。

【事務局】

言葉では書いていなくてもということです。

【委員】

議題(2)の手續と絡むんですけども、これに対して、もしその申立人が納得できなかった

場合というのは、その後、こういった形で処理は進んでいくのですか。

【委員長】

私以前聞いたお話ですけれども、苦情検討委員会で却下しますよね。苦情を認めないと。そのときに、正式な裁判に移動するという形らしいです。

全国的にはそういう事例が過去ないのではないかと。苦情検討委員会での決定でみなさん従っていらっしゃるのでは。

【委員】

今回のケースも納得されたということですね。

【委員長】

はい。同じ質問をだいぶ前に私がしました。

【委員】

今のお話だと、明記していなくても、計算をすれば分かるはずだということですが、素直に考えるとですね、そういうことはダメだというのがこの議定書の趣旨なんじゃないかと思うんです。

ですから、北海道で入札をされる際には、そういう疑念が生じないような入札説明書にしていただく必要があるのかなと思います。

そういった観点からすると、昨年行われたヘリコプターの入札説明書というのは、かなり詳細に書かれていたから、1回目はなにも入札される方がいなかった、と理解していいのでしょうか。

【事務局】

1回目ときは仕様書に対する質問は3件ほどございまして、それには北海道の方からお答えした結果、やはり来なかったということで、2回目については、仕様書を緩和して提出した後、30件くらい質問がやって来て、結果1者落札したという流れとなっております。

【委員】

そうするとやはり、入札説明書には全部みなさんが疑問に思うようなことというのは、書き切れないものなんですか。

この議定書を普通に読むと、完全な説明と書いてあり、読めば分かるというイメージなんですけれども、そうやって質問がたくさんあるということは、説明が足りないということなのではないでしょうか。

【事務局】

例えば、質問の中で今回の北海道の場合ですけれども、確認みたいな、これはこういうことではないんですかね、お見込みのおりですという回答したものが何点かあるので、確認を含めての、後で取り違えたら「北海道の言っているのとうちの言っているのが違う」となったら困るという部分でも、確認があつて件数が増えたのかな、と見ていました。

【委員】

分かりました。

【委員長】

よろしいですか。

【委員】

30件くらいというのは、延べではなくて、企業数でいうと何社くらいというのは、秘密ですかね、出せないのでしょうか。

【事務局】

質問の件数しか押さえてなかったです。

【委員】

そうですか、分かりました。

この事案も、もし、設計含めて発注するような感じだから、設計しても、これ飛ばないねというのは、普通そんな設計出さないはずなんで、制度上できるのかどうか分からないんだけど、これでは飛ばないから別の仕様を出して下さいというようなことは、できるような時間を与えれば、そもそもこの申立もなかったのかなという気はしますが、全部

参加資格で切ってしまったので、こういうトラブルとなったのかなという気はしますが、全部そういうふうにはできないんですよ。

【委員長】

よろしいですか。武部先生は何かありますか。

【委員】

これは、入札資格の段階で切る話ですよ。

そうすると、かなり具体的な基準というのは読めば分かるというものではなくて、出しておく必要はあるのではないかと。

結局、それで厳しすぎて入札が無くなれば、基準を下げざるを得ない訳ですよ。

だから、入札されて優れたものを選ぶというのはもっともなんですけど、入札資格で切るという場合、やはり、読めば分かるという基準では悪いような。優れたようなものを手に入れるためには。

特に、外資系企業なんかは、そのあたり不満がたまっているのではなかろうかという気がするんですけどもね。

【委員長】

とりあえず他県の事情ですので、実際にこのような似た案件が出てきたときに、我々がどう判断をするかというのは、具体的事例で当たって見ないとなんとも言えない、という感じですね。

【委員】

物品の中でヘリコプターとか、高度なというか、設計次第で色々変わってくるので、他の商品とは違う、デリケートな扱いが必要なものに当たるんだろうなと思いました。

【委員長】

よろしいですか。今回は全国的に1件だけですね。

【事務局】

はい。

【委員長】

特にご質問等がなければ、議題（3）は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、議題の（4）「平成29年度における道の特定調達契約の実績について」を事務局から説明してください。

議題（4）平成29年度における道の特定調達契約の実績について 説明要旨

【事務局】

議題（4）についてご説明させていただきます。資料3-1「平成29年度における特定調達契約の実績」、資料3-2「平成29年度特定調達契約一覧」により説明いたします。

資料3-1につきましては、平成29年度における特定調達契約の実績の集計概要、資料3-2につきましては、特定調達契約の一覧となっておりますが、まず、資料3-1の項目に沿って説明させていただきます。

資料3-1「平成29年度における特定調達契約の実績」といたしまして、1として、「特定調達契約を所管する本庁等の数」についてです。

平成30年4月1日現在、本庁のほか、直接契約等を締結する権限を有する警察本部、教育庁、総合振興局などの部局に位置づけられる出先機関が70カ所、本庁、企業局、道立病院局を含めた合計で73カ所となっております。この表の中で「その他」、これに該当する機関としては、道立衛生研究所や原子力環境センターなどがあります。

次に、2として「物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」についてですが、物品等と特定役務に区分し、さらに、契約方法ごとに区分して集計しております。

全体の合計といたしましては、契約件数が515件、契約金額が約302億円となっております。

この契約金額の算出に当たり、燃料などを調達する場合のいわゆる単価契約の契約金額にあつては、1リットル当たり何十円などの単価により契約することとなるため、契約単価に調達予定数量を乗じた額を契約金額の算出の基礎としております。

まず、物品等の調達契約の平成29年度の件数ですが、一般競争入札による調達が427件、そのうち、先ほど説明いたしました単価契約を括弧書きで記載しており、322件、一般競争入札による調達金額は約68億円、随意契約による調達が19件、うち単価契約が2件、随意契約による調達金額は約6,600万円となっております、物品等の調達契約全体では件数が446件、単価契約が324件、契約金額の総額は約75億円となっております。

一方、特定役務の調達契約についてですが、建設工事の契約は一般競争入札によるものが11件、約151億円となっております。随意契約による調達が1件、随意契約による調達金額は約1億円となっております。特定役務の建設工事の調達契約全体では件数が12件、契約金額の総額は約152億円となっております。

特定役務のその他の契約は一般競争入札によるものが37件、単価契約が18件、契約金額の総額は約55億円となっております。随意契約による調達が20件、単価契約が12件、契約金額の総額は約19億円となっております。特定役務のその他の調達契約全体では、件数が57件、そのうち単価契約が30件、契約金額の総額は約74億円となっております。

以上が、「物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」の説明でございます。

次に3として「物品等・特定役務の項目別の主な契約」について説明いたします。平成29年度については、物品等の調達契約では、「石狩管内道立学校で使用する電力」、約2億9千万円の調達を、石狩教育局において行っております。

そのほか、「タミフルドライシロップ3% 30g（瓶）備蓄用」約2億2千万円の調達を、本庁保健福祉部において行っております。

特定役務の建設工事では、「北海道議会庁舎改築その他工事（1工区）」約37億8千万円の調達を本庁建設部において行っております。

そのほか、「北海道総合行政情報ネットワークマイクロ無線設備更新整備工事」約30億円の調達を本庁総合政策部において行っております。

特定役務その他の調達契約では、「北海道消防防災ヘリコプター一式」、約21億7千万円の調達を本庁総務部において行っております。

そのほか、「行政情報コミュニケーションシステムサービス提供業務委託」約9億7千万円の調達を本庁総合政策部において行っております。

次に4として「随意契約の理由別の内訳」についてですが、平成29年度については、「特許権等の権利、技術的な理由により供給者が特定されるもの」が24件、「既存の供給品、設備との互換性の関係を理由とするもの」が2件、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」が2件、「再度の入札に付し落札者がいないとき」が12件となっております。

資料3-1については以上です。

次に資料3-2「平成29年度特定調達契約一覧」の項目についてですが、「決定日」は落札を決定した日です。また、随意契約の場合は、契約の相手方を決定した日を記載しております。

「物品等又は特定役務の名称」、契約を担当した「調達機関」、一般競争入札、随意契約の「調達手段」の区分について項目を設け、「備考」欄に、一般競争入札については、入札の公告を行った日、随意契約については、随意契約によることとした根拠規定を記載しております。

資料3-2の最終ページをご覧ください。資料上記載しております件数が全部で379件となっておりますが、先ほどご説明いたしました資料3-1の契約合計件数と差がありますが、それは、欄外に記載がありますように一つの告示で複数の単価契約を行っているためで、それらを含め、合計すると515件となります。

議題（4）「平成29年度における道の特定調達契約に実績について」は以上となります。

【小川委員長】

はい、ありがとうございました。この説明につきまして、何かご質問あるいはご意見はありま

すでしょうか。

【委員】

さっきのヘリコプターも一般競争入札で、不調に終わらずに予定価格未満で決まったということなんですね。

そうすると21億円というのは、メンテナンスとか何年間の契約も含めてということですかね。一式と書いてあるから色々含め。

【委員】

まあ、かなり高度な設計があるんでしょうね。

【事務局】

今のご質問につきましては、確認の上、後日回答いたします。

【委員長】

資料3-2の142番に「一式」って書いてありますね。「防災ヘリコプター一式」。

【委員】

これは、他の自治体の防災ヘリコプター、そういうものは参考にするわけですか。どの程度の装備なのか、どういう調査等を行ってやるのでしょうか。

【事務局】

そこまで資料としては用意していないのですが、どうしても本道は、他の県と違いまして、対象とする面積がかなり広いでしょうし、距離なんかも、他県と異なるでしょうから、本道の使用目的に沿ったですね、ヘリコプターの仕様というものを独自に定めているものと思われましてどうか。資料を用意していないものですから。

【委員長】

他に何かありますか。

【委員】

随意契約というのは、調達機関から誰に対して、どこから調達したいかを調達機関が決める契約なんですかね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

そうすると例えば、特許権等の権利を理由に挙げられているわけですがけれども、こういった契約を調達しますよ、それ自体については、公示される、知らされるわけですよ。それで、随意契約に移るわけですがけれども、その期間に、それについて、不服申立てがある場合というのも考えられるのですか。

【事務局】

考えられます。

【委員】

今のところはなかったのですよね。

【事務局】

はい。ありませんでした。

【委員】

それは適切に理由付けは行われていると判断するということですね。

【委員長】

そうですね。

【委員】

タミフルなんかは、特許がありそうだから、これで随意契約になっているんですね。

【委員長】

同じようにありますよね、タミフルに似たようなやつ。同じ効果を。それをどっち使うかというのは、タミフル使うからこっつてやって問題になる、こっちでもいいんじゃないのって文句は出る可能性はないとはいえないでしょうね。

【委員】

だから、ドライシロップは、中外が特許を持っていて他社が作れなかったということなんでしょうね。

【委員長】

よろしいですか。今年から委員になられてたくさん疑問あると思いますけれども、とりあえずいいですか。

【委員長】

それでは、議題（４）については、これで終了させていただきます。

議題（５）その他ということですが、本日個別に予定していた議題は以上なんですけれども、他に何か、その他でちょっと話しておきたいとか、提案とか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言なし）

ないということなので、最後事務局の方からなにかございますでしょうか。

【事務局】

本日は、改めましてですね、お忙しい中、お時間とお集まりいただき、活発に意見を出していただきまして、本当に感謝申し上げます。

なお、次回の会議につきましては、その都度、委員の皆様方とご相談を差し上げながら、スケジュール等を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

【委員長】

スムーズな進行をありがとうございました。

以上を持ちまして第21回北海道政府調達苦情検討委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。